

厚木市職員の育児休業等に関する条例及び厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

仕事と生活の両立支援を目的に、国において部分休業の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置が講じられることから、本市においても国に遅れることなく同様の措置を行うため、厚木市職員の育児休業等に関する条例及び厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正するものです。

2 改正内容

(1) 厚木市職員の育児休業等に関する条例

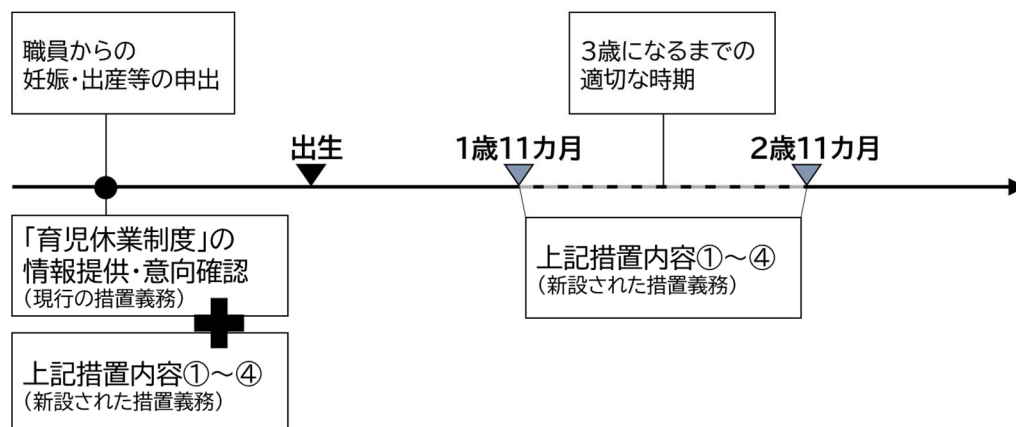
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年10月1日に施行されることに伴い、部分休業制度を次のとおり拡充します。

改正内容	現行	改正後
部分休業の取得パターンの多様化	1日に2時間の範囲内で取得できる	① 1日に2時間の範囲内で取得できる ② 1年に77時間30分（非常勤職員においては1日あたりの勤務時間に10を乗じて得た時間）の範囲内で取得できる ①②いずれかを選択可能とする

(2) 厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、次の措置を義務付けます。

措置内容
<u>職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、職員の子が3歳になるまでの適切な時期</u> に、以下①～④の措置を行います。
① 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供 ② 仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する意向確認 ③ 子や家庭の状況に応じた両立支援に資する事項に関する意向確認 ④ ③により意向確認した事項への配慮



3 施行日

令和7年10月1日